

第2回江坂大池留守家庭児童育成室運営業務委託に係る保護者説明会 要旨

【開催日時】

令和5年2月18日（土） 午前10時～午前10時45分

【出席者】

堀 地域教育部次長、中村 放課後子ども育成室参事、山下 同主幹、黒木 同主査

1 【運営業務委託の概要、仕様書（案）・募集要領（案）の説明】

まず、第1回目の説明会でも説明させていただきましたが、簡単に育成室の運営を民間委託する目的から説明させていただきます。

現状につきましては、平成29年度に対象学年を4年生まで拡大したものの、想定を超える利用児童数の増加に伴い、配置する指導員が不足し、待機児童が生じる状態であるため、当分の間は、4年生までの受入れと安定した育成室の運営に専念することとしています。開室時間の延長については、委託育成室では、午後7時までの開室時間の延長を実現しているところです。

更に民間委託を進める必要性については、保護者の方々の就労支援の観点等から待機児童を発生させないことを念頭に、増加している入室児童を受け入れるための指導員の確保を目的としているものです。

直営育成室の指導員の確保につきましては、様々に取り組んでいるものの、欠員解消には至っていません。

一方で、指導員の確保策の一つである運営業務委託による効果は、12か所の育成室の運営業務委託によって指導員59人分の確保と同じ効果を生んでいます。

しかしながら、増加している入室児童数に対して、現状でもなお直営育成室においては、50人以上の指導員の欠員状況にあり、待機児童を最小限に抑えるためにも、令和5年度以降、毎年2か所の育成室の運営業務委託を進め、令和8年度までおおむね8か所の運営業務委託を進めてまいります。

次に、民間委託の効果について、まず、指導員の確保については先程御説明させていただきましたとおりです。

続いて、社会的ニーズへの対応として、延長保育時間については午後7時までとなります。また、今後新たに事業者を募集する際は、長期休業期間中は、午前8時から開室を公募の条件とする予定としており、江坂大池育成室におきましても同様の条件とする予定です。

続いて、委託事業者が独自で実施している事業の一例として、昼食提供等の取組が行われている育成室もあり、これらの取組はサービスの向上に繋がっているものと分

析、評価しているところです。

次に、民間委託すれば何が変わるかということについて、実施主体は、直営でも委託でも吹田市となります。運営のみを委託しますので、運営主体はそれぞれ市と事業者に分かれます。民営化ではなく民間委託となりますので、吹田市が作成する仕様書に基づいた運営を実施することになります。指導員の配置や業務内容、安全衛生管理、事故発生時の対応など仕様書に明記しており、基本的には直営と同様の保育内容で運営します。配慮が必要な児童への加配数も引き続き市が決定し、巡回につきましても、引き続き市のスーパーバイザーが状況確認し、必要に応じてアドバイスを行ってまいります。

使用料の徴収については、直営、委託ともに今までどおり市が行い、金額や支払方法に変更はありませんが、おやつ提供やおやつ代の徴収については、委託事業者が実施することとなり、支払は保護者と事業者とで直接のやり取りとなります。また、おやつ代の徴収と合わせて、これまで保護者会が集金していた教材費、けん玉やクッキングの食材費などの徴収も事業者にしていただくこともでき、保護者会の負担軽減にも繋がると考えています。

続いて、どのように事業者を選定するのかについて、選定を行うのは、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会という附属機関で、委員構成は、5名以内で構成されています。

また、特別委員としまして、委託予定の育成室の保護者の方2名以内で、参画をお願いしています。選任については、本年4月下旬から5月頃に調整をさせていただく予定です。

続いて、公募につきましては、本年4月から5月にかけて事業者を募集する予定です。一次審査につきましては、6月～7月頃に応募事業者から提出のあった書類をもって審議を行い、各委員に採点していただきます。二次審査につきましては、7月頃に事業者によるプレゼンテーション、各委員から事業者へのヒアリングを行い、各委員に採点していただきます。その後、7月から8月頃に事業者が決定するスケジュールを予定しています。

次に、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務受託事業者共通募集要領（案）について御説明させていただきます。参加（応募）資格要件について、応募できる事業者としては、保育所や幼稚園、他の育成室の運営実績がある法人に限っています。

次に、打合せ、緊急体制としては、現場の指導員と法人の責任者が常に連携が取れる体制であり、緊急なトラブル対応にも責任者が現場に駆け付けられることを条件としています。また、応募しようとする事業者には当該育成室を事前に見学し、実際の保育環境や児童の様子を確認した上で、応募していただくことを考えています。見学につきましては、5月中旬を予定しています。

次に、引継保育に係る補助金について、従来は2月中旬頃から約2か月間の引継ぎ

を実施していましたが、運營業務委託のスケジュール全体を見直し、引継ぎに係る期間を最大6か月とすることで、事業者の指導員と児童及び保護者の方々との信頼関係を徐々に構築していくことができると考えています。また、委託までの期間が長期に渡ることから、委託契約とは切り分け、その期間は連携協定を締結することで、引継保育に係る事項の取決めをします。要配慮児童の保育や、準備も含めた各行事や取組を行う日を中心に4月から円滑に運営する上で必要となる引継ぎの実績に応じて、事業者が要した経費を市から補助することで、主任指導員をはじめ、クラス担任や配慮を要する児童に対する配置予定の職員に十分な引継ぎを受けていただきたいと思います。

続いて、運營業務受託に係る連携協定（案）については、委託業務開始までの間の取決め事項として、引継保育に関する事、保護者との打合せに関する事を市と新たな事業者の間で締結するものです。保護者との打合せに関しては、3月までに保護者と全体の懇談会や個人懇談を開催することや、4月から初めて入室する児童の保護者に対して入室説明会を開催することを記載する予定です。なお、事業者がこの協定内容を履行しない場合は、委託契約予定事業者として決定した事項を市は取り消すことができるものとしているため、事業者には確実にこの協定の内容に則った引継ぎや保護者との打合せを行っていただく必要があります。

次に、事業者の選定に係る評価項目と基準（案）について御説明させていただきます。

一次審査は書類審査としています。公募に参加した事業者から提出された事業実施計画書を評価項目と基準に基づいて評価、得点化し、出席委員の半数以上から650点以上の事業者が一次審査通過事業者となります。二次審査については、一次審査を通過した事業者が事業実施に関するプレゼンテーションを行うとともに、ヒアリングを行います。その上で、選定委員が評価項目とその基準に基づいて、採点します。その結果、①出席委員の半数以上が650点以上、②出席委員の採点のうち、最上位と最下位を除外した採点合計の平均が650点以上、③評価項目中、運営方針及び職員体制で、出席委員の半数以上から5段階中2以下の評価がない、④その他の評価項目で、出席委員の半数以上から5段階中1の評価がない、これら全てを満たす必要があり、その上で、出席委員が採点して1位と順位付けした委員数が最も多い事業者を選定します。会計状況につきましても、事業者から提出される収支計画書、直近の収支計算書、損益計算書、貸借対照表などの書類とこれらに関するヒアリング審査を実施し、「採点合計が60点以上」、「各審査基準において、『劣っている』の評価を2つ以上受けていない」の2つの条件を満たす事業者を選定します。

最終的に、この事業実施に関する審査と会計状況に関する審査の両方において条件を満たした事業者を最優秀提案者に決定します。

続いて、吹田市立留守家庭児童育成室運營業務委託共通仕様書（案）について御説

明させていただきます。

指導員の配置につきましては、「吹田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づいた配置を求めており、1教室当たり放課後児童支援員を2人以上配置することとし、そのうちの1人以外は補助員に代えることができます。これは直営育成室と同様の基準としており、それに加えて、担任のうち1人以上は、放課後児童健全育成事業、保育所等での保育士又は小学校等での教員を2年以上経験した実務経験者を配置してもらいます。

次に主任指導員につきましては、育成室を円滑に運営する上で連絡体制を明らかにしておくため、1人配置することとしています。この主任指導員は、有資格者かつ実務経験者を要件としています。

次に業務内容につきましては、留守家庭児童育成室に勤務する指導員等は、「放課後児童クラブ運営指針」、「放課後児童クラブ運営指針解説書」の内容と現場の状況をしつかりと確認、理解した上で業務に当たっていただくことが大前提となります。その上で、仕様書（案）に記載の児童の健康管理や適切な遊びの指摘などの「児童の健全育成に関する業務」、児童の出欠確認やおやつの実施などの「事業の運営に関する業務」を行っていただくこととなります。

おやつに関しましては、事業者が提供するに当たり、提供予定のメニューやアレルギーを有する児童に対するアレルギーの情報などを事前に周知することや、事業者が直接徴収することとなるおやつ代や教材費について、保護者の方から求めがあった場合の会計収支の報告など、各項目について具体的に記載しています。

最後に、今後のスケジュール（案）につきまして御説明させていただきます。今月開会予定の、令和5年2月吹田市議会定例会において、令和5年度当初予算が可決されれば速やかに事務手続を進め、事業者選定等委員会の開催、事業者公募へと進めていきます。また、募集要領（案）及び共通仕様書（案）につきましては、4月中旬実施予定の事業者選定等委員会を経て内容が確定する予定です。

スケジュールは、早ければ7月中旬頃には事業者を決定し、保護者の皆様にお知らせしたいと考えています。その後、保護者懇談会にて受託事業者の紹介をさせていただき、10月頃から引継保育を始める予定としています。令和6年2月から3月頃には、受託事業者の指導員と保護者の方及び児童の三者での面談を行い、4月から事業者による運営業務を開始予定としています。

保護者の皆様に影響のあるスケジュールとして、5月中旬に応募事業者による育成室の見学を予定しています。また、特別委員となられた保護者の方には事業者選定等委員会に出席していただきます。7月以降、受託事業者が決まり次第、在籍児童の保護者の皆様に、まずは通知をもってお知らせします。その後、保護者の皆様と受託事業者が直接お話しできる機会として、保護者懇談会を開催します。また、2月から受託事業者による個人面談を行ってまいりますので、御協力よろしく申し上げます。

2【事前質問への回答】

まず一つ目、「引継ぎ経験者を委託運営開始時点で〇割以上配置する」というように、一定割合が配置されるように明記してほしいという質問です。委託事業者の運営が開始された時点での引継ぎ経験者の配置人数を仕様書で定めることは、事業者の雇用計画などにも関わることとなり、応募事業者を限定的にしてしまう可能性があるため、考えてはませんが、委託契約締結前に事業者と締結する連携協定の中で、運営開始時点で配置しようとする指導員を引継保育に従事させるよう求める項目を記載する予定です。また、事業者としても、運営を開始する令和6年4月から安定的な運営を円滑に行うためには、当然、引継ぎに従事した指導員を配置することが一番理に適っていますので、事業者としてもそのように進める予定であると考えています。

二つ目、委託開始時点と事業者の3年目までの評価の時点における引継ぎ経験スタッフの推移を監査対象とし、保護者に向けても公表してほしいという質問です。委託運営開始時点の指導員等の配置状況や、担任予定者などの詳細な報告は、来年3月頃に開催予定の保護者懇談会において、引継ぎ状況の最終報告と合わせて事業者から報告させていただく予定としています。また、運営開始以降の引継ぎ経験者などのスタッフの推移につきましては、随時、事業者に聞いていただくことや、お便りなどを通じて可能であると考えています。育成室の評価というのは、児童との関わりや運営体制など実際の保育状況を確認して評価をしています。そのため、引継ぎ経験者の人数の推移をもって育成室の運用状況を評価することは難しいと考えています。

三つ目、応募事業者に対して、学童関連部門の人事関連資料及び配置予定のスタッフの正規、非正規の比率等の提出を求めてほしいという質問です。応募事業者によっては、放課後児童クラブの運営だけでも全国展開している事業者もございます。過去数年間の新規採用者数や、退職者数、在籍者の平均年齢や就業年数などといった人事管理の資料の提出を求めることは、事業者の雇用情報にも関わり、提出内容の確認にも時間がかかる可能性もあると考えています。そのため、このような内容に関して求める予定はありませんが、児童の福祉や健全育成の分野に係る事業等の実績がわかる書類の提出を求める予定です。また、市としても事業者としての体力や経験値は重要だと思っていますが、事業者として、江坂大池育成室の委託に対してどれだけ注力しようとしているのか、人員体制を考えているのかが一番重要だと考えています。そのため、応募事業者の育成室の運営に当たって、職員体制や収支計画書の提出について求める予定をしています。提出を求めている書類では、主任指導員のほかに、有資格者や実務経験者として配置予定の人数、それ以外の配置予定の人数について記載してもらう予定としています。

四つ目、対象学年の拡大について、長期休暇中のみでも6年生まで受け入れてほしいという質問です。6年生まで受入対象学年を拡大するということは、まずは、平成29年度に対象を拡大した4年生までの児童とモデル事業である配慮を要する5、6年

生の児童の受入れに専念し、増加する入室児童に対するための指導員の欠員解消及び受入教室の確保を図り、全育成室において安定した運営を実現してからであると考えています。質問の中で、大阪市の児童いきいき放課後事業を例に挙げられていましたが、大阪市の児童いきいき放課後事業というのは、確かに対象学年は6年生までとなっていますが、大阪市が実施するすべての小学生を対象にした、遊びの場という位置付けになっています。スタッフとしては元教員の方などを含めた二名で、おやつを提供もなく、児童の生活の場としている学童とは少し形態が異なります。どちらかというと本市で4月から実施予定の居場所事業に近い形態となっているため、対象学年を拡大して生活の場を提供するためには、まずは体制を整える必要があると考えています。

五つ目、夏場の細かな対策など仕様書記載内容に漏れがないようにしてほしいという質問です。すべての事項について、細部まで仕様書に事細かく記載することは困難であると考えています。ただ、業務を行うに当たり、まず大前提として、各場面での詳細を記載している、放課後児童クラブ運営指針、放課後児童クラブ運営指針解説書の内容と育成室の状況を十分に理解し、業務に当たっていただくことを仕様書に記載する予定です。

六つ目、応募事業者への見学会について、行事の際に行ってほしいという質問です。応募事業者に対して見学会を参加条件としているのは、対象となっている育成室の普段の生活状況や児童の様子を確認してもらうために行っています。行事等の取組につきましては、引継ぎの中で直接指導員から詳細内容の説明や、引継ぎ職員の行事への参加を予定しています。

七つ目、選定事業者の各項目の採点を公表してほしいという質問です。選定後の結果の公表につきましては、選定事業者名、選定委員の氏名は非公開となっているので記号表示になりますが、委員ごとの評価点、評価項目、審査基準、配点、選定委員の役職名、選定委員会会議録としています。選定委員会につきましては、応募事業者から提出された財務状況がわかる書類等についても審議することから、公開することによって当該法人の活動に不利益になる可能性があるため、非公開の会議としています。そのため、当委員会において審議した、その結果である各項目の採点というの、同様に非公開とさせていただきます。

八つ目、見学会の日程を保護者にも共有してほしい。また、見学会に保護者が立ち会うことは可能かという質問です。今年度行った見学会に際しましても、保護者会に情報共有をさせていただき、2～3名程度にはなりますが、参加していただきました。あめんぼ学級におきましても同様に、希望があれば、保護者の方の立ち会いを予定していますが、あくまでも、応募事業者に育成室の状況を見ていただくことを目的としていますので、保護者の方々を含めた日程調整は御遠慮いただいています。参考までに、今年度実施した見学会については、事業者としては2か所で11社応募がありました。

た。11社応募があり、7日間に渡り見学会を実施し、保護者の方にも参加していただいています。事業者への公平性、公正性を担保するために、同じ方ではなくてもよいので、全応募事業者の見学会に参加していただくことを必要としています。

3【質疑応答】

— 質問なし —

質問がなければ、本日の説明会を終了します。 (終了)